

文京区育成室保育指針

平成23年3月

男女協働子育て支援部児童青少年課

目 次

はじめに - 保育指針の目的・性格 -	1
第1章 育成室の役割と子どもの特性	2
1. 育成室の役割.....	2
(1) 育成室の法的根拠と目的	2
(2) 育成室の機能・役割.....	2
2. 対象となる子どもの特性	3
(1) 小学校低学年期の子どもの発達の特性	3
(2) 育成室に通う子どもたちの特性	3
第2章 指導員の役割	4
1. 指導員の仕事とは	4
2. 専門職としての指導員	4
第3章 育成室の運営において大切にすること	6
1. 児童の安全管理、安全確保及び情緒の安定	6
(1) 学校からの登室時や育成室からの帰宅時の安全確保	6
(2) 子どもの健康状態の把握・衛生管理及び安全管理	6
(3) 子どもの情緒の安定.....	7
2. 児童の遊び及び生活.....	8
(1) 児童の遊び及び生活の意欲と態度の形成.....	8
(2) 児童の遊びを通しての自主性、社会性及び創造性を培う	8
3. 児童の遊びと活動状況の把握及び家庭への連絡.....	9
(1) 児童の遊びと活動状況の把握	9
(2) 家庭との連絡	9
4. 学校や関連機関、地域との連携	10
(1) 学校との連携	10
(2) 関係機関や地域との連携など	10
(3) 児童虐待への対応	11
5. 入室・退室・卒室	11
6. 障害のある児童の保育	12
(1) 子どもへの理解を深める	12
(2) 保育内容を高める	12
(3) 保護者との関わり	13

7. その他、健全育成上必要と認められる事項	14
(1)おやつについて	14
(2)行事について	14
(3)宿題・学習の援助について	15
(4)保護者及び父母会との関わりについて	15
(5)要望・苦情への対応	15
 第4章 保育内容を高めるために	16
1. 指導員の倫理	16
(1)児童指導と保護者との対応を含めた指導全般について	16
(2)児童指導にあたって守るべき倫理について	16
(3)保護者との信頼関係をつくることについて	16
(4)職場における指導の向上・改善について	16
(5)個人情報を守る事について	17
(6)公務員としての自覚を持つことについて	17
2. 研修・自己研鑽について	17
3. 保育内容の検証と職場内のチームワークの形成	18
(1)保育内容の検証	18
(2)職場内のチームワークの形成にむけて(日々の打ち合わせや職場内カンファレンス)	18
(3)職場内の課題解決	19
 卷末資料 一覧	20
(卷末資料 1) 自己研鑽のために	21
(卷末資料 2) 子どもの発達からみた放課後児童クラブの課題	23
(卷末資料 3) 障害受容について	25
(卷末資料 4) 参画のはしご【「子どもの参画」(R.ハート。)】	26

はじめに - 保育指針の目的・性格 -

文京区では、「文京区育成室運営条例」を制定し、育成室を設置・運営しています。育成室の機能・役割については、「文京区育成室運営条例施行規則第5条」に定められています。各育成室では、その内容を実情に合わせて具体化し、年間の指導目標と年間活動計画を作成して活動してきました。あわせて、本区では、倫理規定にあたる「児童指導についての申し合わせ」を平成13年に策定し(平成16年改正)、平成17年4月には「交遊館への移行を行う準備としての現行事業の整理」を作成することで、指導員の資質の向上、事業内容の明確化に努めてきました。

今日、少子化、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域における人間関係の希薄化、保護者の雇用形態や就労時間の多様化など、子どもや家庭を取り巻く社会環境が大きく変化しています。

こうした中、育成室の運営にあたっては、より充実した保育内容、きめ細やかな子どもや保護者への対応が求められています。

今回、策定した「文京区育成室保育指針」は、育成室に求められている役割を果たすために、これまで文京区の育成室として大切にしてきたことを確認し、今後のあるべき方向性を示しました。

これまで、文京区の育成室は、運営条例などに依拠しながらも、それぞれの育成室において実践の自由が保障されることで、一定の水準を作り上げてきました。しかし、このことは、それぞれの育成室の保育実践が「我流」に陥る危険性を併せ持っています。一方、保育実践をマニュアル化すれば、その内容以上の保育実践は望めなくなります。

保育実践を向上させるためには、それぞれの育成室の指導員が、子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うために、倫理観、人間性並びに指導員としての職務及び責任を自覚し、自己啓発に努めなければなりません。あわせて、指導員集団が、保育の当事者として、保護者や子どもの願いと向き合い、保育実践を検証し、その後の保育に生かしていく作業を繰り返すことが必要です。さらに、育成室の指導員には、地方公務員としての自覚を持ち、全体の奉仕者としての職務に専念することが求められています。

各育成室では、この指針を踏まえ、育成室の社会的責任を果たし、保育の内容を充実させ、保護者との連携と就労支援を向上させると共に、子どもの保育を担う指導員の専門性を高めていくことが期待されます。

なお、この指針は、社会環境の変化や育成室の運営にあたって求められるものの関係から、その必要に応じて、適宜見直しを図っていきます。

第1章 育成室の役割と子どもの特性

1. 育成室の役割

(1) 育成室の法的根拠と目的

育成室は、「放課後児童健全育成事業」として児童福祉法¹に規定され、あわせて、児童福祉法における子育て支援事業の1つとして、市町村実施について努力義務が課されている事業です。社会福祉法には、第二種社会福祉事業として位置づけられています(社会福祉法第2条の3第2項)。

平成19年10月、厚生労働省は「放課後児童クラブ」(=放課後児童健全育成事業)を「生活の場」としている児童の健全育成を図る観点から、放課後児童クラブの質の向上に資することを目的とし、「放課後児童クラブガイドライン」を策定しています。

育成室の運営にあたっては、児童福祉法・社会福祉法とともに、児童憲章や「子どもの権利条約」の遵守が求められます。なお、関連する法律としては、「児童の虐待の防止等に関する法律」などが対象になります。

文京区は、「文京区基本構想」及び「文の京ハートフルプラン」(文京区地域福祉計画・子育て支援計画・文京区次世代育成支援行動計画)や、上記の法的位置付け及び理念などに基づいて、「文京区育成室運営条例」を制定して育成室を設置・運営しています。

これらの位置づけから、育成室は、保護者の就労などを支援するとともに、就労などにより、放課後家庭で保護者とともに過ごすことができない児童の健全な育成を図ることを目的として実施するものです。

(2) 育成室の機能・役割

「児童福祉法」「文京区育成室運営条例²」において、育成室は子どもたちにとって、単なる遊び場ではなく、「生活の場」として位置づけられています。つまり育成室事業は、子どもたちに放課後の「生活」を保障することで、保護者の就労を支える事業であるといえます。あわせて、「放課後子どもプラン」の考え方にも示されているように、子どもに関わる他の事業には代替えのできない固有の事業であるといえます。

子どもにとって、育成室は「生活の場」であり、子どもたちが育成室に安全に安心して継続的に通い続けられることが大切です。そのためには、施設・設備など必要な環境を整備すると共に、一人ひとりの子どもたちが育成室で過ごすことに対して「心地よさ」を感じ取ることができるよう、仲間や指導員との様々な関わりが必要となります。

育成室の機能・役割は、「文京区育成室運営条例施行規則第5条」において、次の

¹ 【児童福祉法第6条の2第2項】

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

² 【文京区育成室運営条例第一条(目的)】

この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の七の規定に基づき放課後児童健全育成事業を行うことにより、保護者の就労、疾病等の理由により昼間家庭において適切な保護を受けることができない小学校(小学校に相当する学校を含む。以下同じ。)に在学する児童に対し、遊びと生活の場を提供してこれを保護し、もってその健全な育成を図ることを目的とする。

ように示されています。指導員の役割はこれらを実施することにあります。

- * 児童の安全管理、安全確保及び情緒の安定
- * 児童の遊び及び生活の意欲と態度の形成
- * 児童の遊びを通しての自主性、社会性及び創造性を培う
- * 児童の遊びと活動状況の把握及び家庭への連絡
- * 児童の家庭または地域に置ける遊びの環境作りへの支援
- * その他、放課後児童の健全育成上必要と認められる事項

2. 対象となる子どもの特性

(1) 小学校低学年期の子どもの発達の特性

小学校低学年期の子どもは、9～10歳の発達の節目の直前にあたり、人格形成上、重要な時期です。コミュニケーションや人間関係における社会性を培い、自己の安全確保のための対応能力や時間に関する感覚と意識を身につけるなど、幼児期からの接続と、さらに思春期・青年期へと移行していく時期といえます。この時期の子どもは、大人の保護がまだ必要であることから、依存しつつ自立していく存在と捉えることができます(巻末資料2参照)。

(2) 育成室に通う子どもたちの特性

育成室の対象となる子どもたちは、保護者が就労などで昼間家庭にいない子どもたちです。

子どもが育成室に入室するか否かは、保護者の願いと選択によるものです。そして、子どもたちは自分の足で学校から育成室まで帰ってこなくてはなりません。育成室に通う子どもたちは、放課後自由に遊ぶことができず、育成室に帰ってこなければならないことや、学校での出来事をすぐに保護者に伝えることができないことなど、様々な葛藤を抱えることがあります。

あわせて、上記「小学校低学年期の子どもの発達の特性」で示したように、成長・発達の過程にある子どもたちです。まだまだ大人の保護・養護が必要な子どもたちといえます。

第2章 指導員の役割

1. 指導員の仕事とは

育成室は放課後・学校休業日の単なる遊び場ではなく、家庭に代わる子どもたちの生活の場です。一人ひとりの子どもたちが毎日安心して通える場にするためには、そこで働く指導員の役割がとても大きなものになります。保護者の願いに寄り添って、子どもたちの放課後の生活を継続的に保障し、そのことを通して保護者が安心して働き続けることができるようになることが、指導員の仕事です。

「放課後」とは、子どもたちにとって、本来、課業から解き放たれた自由な時間です。子どもたちにとって「生活の場」である育成室は、子どもたちがほっとできる「居場所」として、「ありのままの自分」でいることのできる場であることが大切です。

のために、指導員は一人ひとりの子どもの思いに寄り添い、その子どもの興味・関心を大切にし、やりたいことを保障しつつも異年齢の仲間たちとともに豊かな人間関係を築いていくように、子ども同士の関係をつなぎ、お互いの子どもの思いを橋渡ししていく必要があります。こうした関わりの中で、指導員は子どもを保護・養護しながら、成長・発達を促していくことが求められています。

また、指導員は、保護者に子ども(たち)の育成室の生活の様子を伝えることで、保護者が安心して働き続けられることにつなげていくという役割を担っています。働きながら子育てをする保護者と、その子どもたちへの理解と共感を持つことで信頼関係が作られていきます。保護者の子育てを支援し、家庭の養育基盤を補うことや保護者同士をつなげることも指導員の役割として求められています。

2. 専門職としての指導員

子どもたちの毎日の継続した生活を豊かに作り上げ、働く保護者を支えていくためには、指導員としての高い専門性が必要となり、基本となる知識・経験が求められます。安全管理、衛生管理、応急手当、食物アレルギーの知識、また障害のある児童についての知識・経験も必要になってきます。ただそばで見ているだけの安全管理だけでは、多くのかかわりを必要とする子どもたちの生活を作っていくことはできません。さまざまな生活を背負っている子ども一人ひとりに目を配り、その言動を理解し働きかけていくことが指導員の仕事です。指導員は子どもと保護者の願いを受け止め、育成室の生活を作り充実させていくために、自己研鑽と経験をつみながら力量を高めていくことが求められます。

文京区の育成室には歴史があり、ここまでくるには関わってきた指導員や保護者の様々な思いがあります。歴史を守りながら、これからを見つめ、変わっていく時代の中で子どもたちとまっすぐ向き合って問題を解決していく力が指導員には求められています。

加えて、公務員としての責務を果たすことが求められます。地方公務員として保育に携わる者は、全体の奉仕者として、全力を挙げて職務に専念しなければなりません。子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、指導員の倫理観、人間性並びに指導員としての職務及び責任についての十分な理解と自覚が基盤となります。

また、保育内容の向上を図るため、指導員一人ひとりが、保育実践や研修などを通じて保育の専門性を高めるとともに、保育に関して指導員間の共通の理解を図り、協働することが求められています。

そのためには、指導員同士の信頼関係を深め、指導員と子ども・保護者との信頼関係を形成しながら、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育にあたることが求められています。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

放課後児童指導員の役割

*放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究(子ども未来財団。平成19年2月)

- ▷ 一人ひとりの子どもの状況を把握する
- ▷ 子どもの生活を、時間・空間の両面からとらえ、子どもの状況を把握しながら組み立てる
- ▷ 放課後児童クラブで過ごす上で必要な基本的生活習慣を習得することを援助する
- ▷ 遊びや諸活動を通じて、一人ひとりの子どもの生活を支え、発達を促す
- ▷ 危険から子どもを守るとともに、子どもが自らを守りお互いを守る力を育てていく
- ▷ 保護者との伝え合いを通じて、保護者が働く家庭の生活を支える
- ▷ 地域社会の中で、子どもの生活が円滑に進められるようにする
- ▷ 学校や地域、その他関係機関との連携を深める

放課後児童指導員の役割

*放課後児童クラブガイドライン(厚生労働省。平成19年10月)

(1) 放課後児童指導員は、以下について、留意のうえ、(2)に掲げる活動を行うこと。

- ① 子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
- ② 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
- ③ 保護者との対応・信頼関係の構築
- ④ 個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護
- ⑤ 放課後児童指導員としての資質の向上
- ⑥ 事業の公共性の維持

(2) 放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。

- ① 子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
- ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
- ④ 基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- ⑤ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待などにより福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村などが設置する要保護児童対策地域協議会などを活用しながら、児童相談所や保健所などの関係機関と連携して対応を図る。
- ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

○ その他、地方公務員として、言葉遣いや身だしなみにも配慮し、子どもにかかわる職務であることからも、自己管理を行う。

第3章 育成室の運営において大切にすること

1. 児童の安全管理、安全確保及び情緒の安定

(1) 学校からの登室時や育成室からの帰宅時の安全確保

- ① 子どもの出欠を確認し、必要な場合は所在を確認します。
- ② 学校から育成室への登室時や育成室から自宅への帰宅時の安全を確保します。
- ③ 子どもたちと「子ども 110 番」の所在を確認し、地域の方々の協力を得るなどして、防犯対策を講じます。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 年度当初に、指導員と保護者との間で、基本的な保育日と保育時間を確認する。確認した保育日・保育時間の変更は、保護者からの連絡をもとに把握する。
- 指導員は事前に子どもの下校時間を把握する。
- 欠席の連絡がなく、子どもが登室しない場合は、他の子どもたちに様子を聞き、学校や保護者に連絡を取るなどして、子どもの所在を確認する。
- 学校から育成室までの登室は、子ども(たち)が自力で通うことが前提となるが、1年生が慣れるまでの間や、必要に応じて、学校に迎えに行く。
- 学校行事や病院への通院のため、登室後、一度外出し、育成室に戻ってくる子どももいる。子どもの外出ルートやその時間帯、連絡先を把握する。なお、習い事については保護者の責任において行われるべきものである。
- 育成室から自宅への帰宅の際の安全確保は、保護者の責任において行われることではあるが、指導員は、子どもの帰りのコースを確認し、集団で帰宅させることなどにより、安全を確保する。
- 登室時や帰宅時の安全確保については、子ども自身に注意を喚起すると共に、「子ども 110 番」のステッカーが貼ってある個人宅・商店など地域の方々の協力も得られるよう努める。
- 地域に不審者が発生した際には、児童青少年課を通じて、危機管理室へ通報する。保護者の協力を得ながら、育成室から自宅への帰宅の際の安全が図られるよう必要な対応をとる。

(2) 子どもの健康状態の把握・衛生管理及び安全管理

- ① 子どもの健康状態を把握し、必要な対応を取ります。
- ② 子どもたちが、衛生的で安全に過ごすことができる環境を整備します。
- ③ 子どもの病気・事故・怪我の際は、状況把握・応急処置・保護者への連絡など、迅速に必要な対処を行います。
- ④ 事故の事例などをわかりやすく子どもたちにも説明し、子どもたち自身が安全に遊ぶことができるよう援助します。
- ⑤ 地震警戒宣言発令時を想定した引き取り訓練の実施や消防設備の点検など、防災マニュアルをもとに非常災害発生時の対策を講じます。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 保護者からの連絡帳の記述や学校からの連絡及び子どもの様子などをもとに子どもの健康状態を把握する。子どもの体調に留意する点があれば、定期的な検温など、継続的に健康状態を把握する。
- 日常の遊具の衛生管理や、子どもの遊びの場面における衛生管理、手洗い・うがいの励行などお弁当やおやつの前の衛生管理については、指導員の責任で管理指導する。
- 感染症への対応は学校に準拠する。インフルエンザなど学校保健安全法施行規則に定められ

- た「学校において予防すべき感染症」については、病状回復後に登室届の提出を求める。
- 食品を扱う際の安全には、「おやつ作りのガイドライン」に基づいて行う。子どもの食物アレルギーについては十分注意する。
 - 施設・設備の整備は、施設管理課の定期的な巡回点検によって行われている。備品・遊具などの安全管理(点検及び修繕・修理)は、指導員が責任を持って行い、児童自らが遊びや活動を通して安全に留意し危機を回避できる力を身につけられるように指導する。
 - 子どもの病気・事故・怪我の際の対応のため、事前に、地域の医療機関や保護者への緊急連絡先の確認、医薬品の点検を行っておく必要がある。あわせて、救急法の講習会などへ参加することが望ましい。
 - 子どもの病気・事故・怪我の際は、まず複数で状況を確認し、応急処置を行う。速やかに保護者に状況を伝える。事故については、迅速に必要な対処をとると共に児童青少年課へ報告する(電話連絡及び「事故報告書」の提出)。保護者が迎えにくるまでの間、状況に応じた手当て、安静の確保など適切な対応をとる。通院中及び通院後の状況も把握し、必要な手立てを講じる。
 - 育成室で起きた事故・怪我は、記録票に残し、事故・怪我及びその対応の検証を行い、再発防止に努める。あわせて、事故・怪我の情報を事務連絡会にて報告し、育成室全体の事故・怪我の再発防止にも努める。
 - 子ども同士の遊びやトラブルによる怪我の際は、より配慮が必要となる。事実関係を明らかにするとともに、怪我をした子どももさせた子どもも心が傷ついていることに留意し、共にその後もケアが必要である。
 - 事故・怪我の保障については、「学童保育総合災害補償制度保険」「特別区自治体総合賠償保険」によって対応する。
 - 年度当初に「防災のしおり」を配布し、非常災害時の対応や避難場所を保護者と共に確認する。地震警戒宣言発令時を想定した引き取り訓練を行う。各育成室には、防火管理者を配置し、消防計画を作成する。

(3) 子どもの情緒の安定

- ① 指導員と子どもとの信頼関係や子ども同士の安定した人間関係の構築をもとに、一人ひとりの子どもが安全に安心して継続的に過ごすことができるよう配慮します。
- ② 指導員(集団)は、一人ひとりの子どもの内面も含めて、多面的に理解するよう努めます。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 育成室に通う子どもたちの特性を踏まえる必要がある。
- 育成室は、子どもたちにとって「生活の場」である。安全に安心して継続的に過ごせる、家庭のような快適な場でなくてはならない。そのためには指導員との関係、仲間の関係作りに配慮する。
- 指導員(集団)は、日々の打ち合わせの中で、「検証⇒気づき⇒対応」を繰り返し、一人ひとりの子どもへの理解を深めていくことが求められる。成長・発達上の子どもの課題など一方向からだけに目を向けるのではなく、生活の場面でみせる様々な子どもの姿を共有することで子どもへの理解を多面的に深めていく。
- 指導員との信頼関係や子ども同士の安定した人間関係があつてはじめて、育成室は子どもたちにとって、「居場所」となる。
- 指導員は、その日に登室した児童のみに対応するのではなく、欠席している子どもへの配慮も必要である。在籍児童が一定期間にわたり欠席する場合は、その理由を確認し、育成室に通い続けられる方策を子どもと保護者と共に考える。

2. 児童の遊び及び生活

(1) 児童の遊び及び生活の意欲と態度の形成

- ① 遊びや活動を通して、子どもたちの生活を豊かにします。
- ② 子どもの自主的な遊びを通じて、その発達を支援します。
- ③ 子どもが遊びや仲間関係を作り出すことができるよう、環境整備に努めます。
- ④ 育成室での生活の場面において、子どもが基本的生活習慣を身につけ、身の回りの処理や生活時間のコントロールなど自己管理する能力を育てていけるよう努めます。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 遊びとは自由な活動である。他人から強制されて、仕方なしにやる活動ではない。また遊びは、何か目的のために、手段として行なわれるのではなく、それ自体が目的で行なわれる活動である。遊び手が、面白さや楽しさを求めて行なう自発的な活動である。こうした遊びの特質を理解し、子どもの遊びを援助する。
- 放課後とは、子どもたちにとって、本来、課業から解き放たれた自由な時間である。よって、育成室には、子どもの自主的な遊びを通じて、子どもの発達をそれぞれの年齢に合わせて支援することが求められる。
- 遊びは、育成室の生活の中心である。屋外での活動や室内での活動など多様なあそびを提供することが大切である。遊びの主役は子ども自身であり、「これをしたい・やりたい」という気持ち・思いをまず大切にする。指導員は、育成室での生活ができるだけ楽しく豊かになるよう、子どもたちの興味や関心を探りながら、どの子にとっても魅力ある生活の場になるよう様々な遊びや活動の選択肢を用意する。子どもには年齢にふさわしい遊びを行う権利があり、それを守るのが指導員の役割である。
- 小学校低学年期の生活は、活動範囲や興味・関心も大きく広がるので、施設内だけでなく外に出かけての活動も大切であり、周辺にある公園や図書館などの活用も必要である。
- 生活の節目・彩りとして行事や様々な取り組みを用意する。誕生会や季節感のある行事、工作・手仕事、飼育・栽培、劇や歌などを通して、子どもたちの生活がより豊かになるよう工夫する。
- 共に生活する上で必要な活動もある。部屋の掃除やおやつの後片づけも、生活の一環として位置づけて取り組む。
- 子どもが遊びや仲間関係を組み立て、さらにその幅を広げていけるよう、支援していく。そのため、子どもの使う道具・素材、空間や時間を工夫し、環境整備に努める。
- 子ども同士のつながりを大切にし、様々な友達がいる中でみんなが楽しく過ごせるような空間が作れるよう支援する。

(2) 児童の遊びを通しての自主性、社会性及び創造性を培う

- ① 子どもの自主性を尊重しながら、仲間づくりや子どもの社会性の構築を支援します。
- ② 子どもの思いに寄り添い、子ども同士の思いを丁寧に橋渡しします。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 小学校低学年期の子どもたちは、大人と子どもの関係(垂直の関係)をベースにしながら、友達関係(水平の関係)の中で、成長・発達し、他者への理解・認知を深めていく時期にあることを理解する。
- 子どもは「遊び」を通じて、自主性や創造性を養うと共に、仲間との関係において、ルールなどについて、学んでいくことを理解する。

- 指導員は、生活の中でのルールや遊びの中でのルールを、一方的に子どもたちに対して押しつけるのではなく、子どもがルールの意味を理解し、自らがルールをつくる主体者となれるよう、支援することが求められる。
- 子どもたちは、他者への理解を体得する過程にあることから、生活の場面でも遊びの場面でもトラブルになることがある。指導員は、トラブルを解決することのみを優先させるのではなく、指導員には、お互いの子どもの思いの橋渡しをし、一人ひとりの違いやそれぞれの子どもの素晴らしさを認め合えるようにするなど、丁寧な関わりが求められる。
- 指導員は、子どもの気持ちに添いながら、子ども同士が関係をつくり、遊びの楽しさを実感し、遊びが広がるよう援助する。

3. 児童の遊びと活動状況の把握及び家庭への連絡

(1) 児童の遊びと活動状況の把握

- ① 一人ひとりの子どもの生活や遊びの様子を具体的に把握することに努めます。
- ② 打ち合わせなどを活用し、子どもたちの生活や遊びの様子を伝えあい、指導員集団として子どもたちへの共通理解を深めていきます。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 学校から毎日帰ってこなければならない子どもにとって、育成室が放課後の「生活」の場となるためには、一人ひとりの子どもたちの生活や遊びの様子を具体的に把握する必要がある。
- 一人ひとりの子どもの生活や遊びの様子を具体的に把握するということは、行為の把握だけでなく、子どもたちと関わる中で感じ取ることのできる子どもの思いや仲間関係の状況についても含まれる。
- 日々の保育では、非常勤職員を含め、複数の指導員が子どもたちと関わっている。それぞれの指導員が把握している一人ひとりの子どもの生活や遊びの状況を、打ち合わせなどを活用して、職場の中で共有し、指導員集団としての子どもたちへの理解に努める必要がある。

(2) 家庭との連絡

- ① 子どもの生活が家庭と連続性を持ったものとなるために、保護者が育成室の状況や活動内容を理解し、その運営に協力を得られる関係を作るよう努めます。
- ② 一人ひとりの子どもの生活や遊びの状況について、育成室と保護者との間での日常的な情報交換を行い、子どもの発達の状況や課題について共通理解が持てるよう努めます。
- ③ 育成室全体の様子を保護者に伝え、交流を図り、指導員と保護者が共に信頼関係を築けるよう努めます。
- ④ それぞれの家庭の状況をふまえながら、子育てに関わる必要な情報を積極的に提供するなど、保護者の相談に応じます。保護者の子育てを支援するとともに、必要に応じて、担当所管部署や専門機関と連携します。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 子どもたちに放課後の「生活」を保障することで、保護者の就労を支えるという育成室の役割を果たすためには、保護者のお迎えの機会や連絡帳などを通じて、適宜、保護者に対して、育成室での子どもの生活や遊びの様子を伝える必要がある。
- あわせて、保護者からも家庭での子どもの状況を伝えてもらい、子どもの状況について、保護者と共通理解をもつことが必要である。

- なお、連絡帳には子どもの体調や帰宅先や時間の変更が書かれていることがあるので、複数の指導員でその内容を確認することが望ましい。
- 育成室での子どもの生活は仲間関係や指導員との関係によって成り立っている。よって、指導員には、お便りや保護者会などを活用して、子ども同士や指導員との関わり、生き生きとした生活・遊びの様子など、育成室全体の様子を保護者に伝えることが必要である。あわせて、子どもと向き合うに当たっての指導員の思いや姿勢が伝えられるよう工夫することが求められる。
- 保護者会では、指導員と保護者または保護者同士が、子育ての悩みなどを交流することで、お互いの考えを理解し、信頼関係が作られるよう工夫する必要がある。あわせて、保護者会は、指導員から子どもが成長している姿を伝え、その時々に起こっている保育上の課題や気になることを保護者と一緒に考えあう機会でもある。必要に応じて個人面談や学年別懇談会の開催を検討する。
- 働きながら子育てをしている中で、様々な悩みを抱えている保護者もいる。保護者の思いを丁寧に聞き取ることを基本とし、子育てのパートナーとして、保護者の相談に応じることで、子育てを支援することが求められる。

4. 学校や関連機関、地域との連携

(1) 学校との連携

- ① 学校や育成室での生活を相互に伝え合い、連携を図ります。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 育成室の在籍児童の名簿を当該公立小学校に届ける。
- 学校の教育計画（年間の授業計画など）を受け取り、児童館・育成室の運営と学校との連携を図る。
- 育成室は、毎日下校時刻などを把握する必要があることや児童指導について情報交換が必要になる場合もあることから、学校との継続的な連絡、交流に努める。特に1年生については、4月当初、学校への迎えを行うなど緊密な連携を取る。
- お便りを配布し、子どもの様子を伝えて理解してもらう。
- 学校公開など学校行事には、積極的に参加し、子どもたちの様子を知るとともに学校との関係を作る。
- 懇談を持つことで、学校・クラスでの子どもの様子を知ること、逆に育成室での子どもの様子を学校に知らせることで、理解と協力関係を作る。
- 災害時やインフルエンザなどの感染症の発症時にどう対応するかについて、区の方針を踏まえ、事前に学校と育成室とで取り決めを作る。
- 育成室の入室審査に必要な学校情報については、児童青少年課と学務課との間で行っている。平成17年度から実施している「育成室に在籍する障害児の学校から育成室までの付き添い」については、学務課を通じて、学校と連携を図ることが確認されている。

(2) 関係機関や地域との連携など

- ① 就学前後の連続性の確保、環境の変化への対応という観点から、保育所・幼稚園などとの連携を強化します。
- ② 福祉事務所・児童相談所・福祉センター・教育センターなどの関係機関との連携を図ります。
- ③ 地区の青少年対策委員・児童委員・民生委員・青少年委員・自治会（町内会）などの連携を図ります。
- ④ 育成室の子どもが、地域の子どもとも遊べるよう努めます。児童館をはじめと

した地域の様々な遊び場や活動の場を活用します。また、放課後全児童向け事業に参加して学校の子どもたちと遊ぶ時間の確保に配慮します。

⑤ 地域の方々に育成室を理解してもらうための取り組みをすすめます。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 同一敷地内の保育園とは、常に連絡・連携をとって日々の保育に当たる。定例の話し合い、合同行事・合同避難訓練も実施する。
- 育成室の子どもは、育成室からの帰り道や、町会行事への参加など保護者や指導員だけでなく、地域の方々にも見守られている存在である。そのため、地域の方々に育成室を理解してもらうための取り組みをしていくことが必要である。
- 児童館・育成室ともに地域の児童健全育成にかかわる施設・事業として、地区の青少年対策委員・児童委員・民生委員・青少年委員・町内会などと必要に応じて連絡を取り合う。地域の児童健全育成にかかわる行事などについても情報の交流及び協力を図る。あわせて、育成室の行事(学童まつりなど)に学校や地域の方々を招待し、また、学校の行事や地域の行事に育成室として参加するよう努める。「子ども 110 番」のステッカーが貼られている個人宅・商店を回り、子どもたちの登室時や帰宅時の際の安全確保に協力を得られるよう努める。
- 中高生を含む学校からのボランティア体験や実習の受け入れを行っている。
- 子どもの生活は育成室の中だけに留まることなく、地域の中に位置付けられるものでなければならない。育成室の子どもが、日常的に地域の子どもとも遊べたり、地域社会の中で活動したりできるようになることが必要とされる。児童館などの活用や、行事を通じて、交流の機会を設けることが求められる。

(3) 児童虐待への対応

- ① 児童虐待の早期発見に努めます。
- ② 児童虐待が疑われる場合には、早期に地区館長と連絡・調整し、子ども家庭支援センターとの連携を図ります³。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 文京区虐待防止ネットワークに参加している。
- 児童館来館児童及び育成室在籍児童の中に虐待防止の取り組みを必要とする事例があることから、個別の事例については当該育成室・地区館長・児童青少年課が協力して関係機関と連携を図りながら取り組みをすすめる。
- 指導員は、子どもの心身の状況や家族の態度などを観察し、情報収集をするなどして児童虐待の早期発見に努める必要がある。

5. 入室・退室・卒室

- ① 入室にあたっては、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ、育成室での生活やルールなどについて利用開始前に保護者などと十分に情報交換を行います。
- ② 退室については、必要に応じて、お別れ会を開くなどして、それまで築いてきた子どもたちとの関係などに配慮します。

³ * 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年 5 月 24 日法理第 82 号）においては、児童福祉施設等の児童の福祉に関する団体並びに職務上関係のある者は、「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」（第 5 条の 1）とされ、児童虐待の防止、早期発見、虐待を受けた児童の保護と自立支援等にかかわる努力義務が定められている。また第 6 条には、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の児童相談所等への通告義務が定められている。

③ 卒室後の生活については、子どもや保護者と事前に情報交換を行い、4年生からの生活への準備ができるよう配慮します。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 入室・退室・卒室は、子どもや保護者にとって大きな環境の変化であり、子どもの情緒や健康状態に影響を及ぼす場合もある。よって、保育を行う上で配慮が必要となる。特に、初めて育成室を利用する場合は、保護者との信頼関係を構築することが重要であり、保護者の疑問にきめ細かく対応するなど、丁寧な対応が求められる。

6. 障害のある児童の保育

(1) 子どもへの理解を深める

- ① 「保育記録」を作成し、子どもの様子を具体的に把握します。
- ② 「保育記録」を活用し、指導員集団として保育内容を検証します。
- ③ 子どもの「障害」についての理解を深めるために自己研鑽に努めます。
- ④ 必要に応じて、子どもが在籍する学校をはじめとした関係機関との連携を図ります。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 育成室の保育の記録として、「保育日誌」と「保育記録」の作成が義務づけられている。あわせて、「障害のある児童の保育補助」の非常勤職員においても、子どもの様子を具体的に把握するために、「保育記録」を作成する必要がある。
- 障害のある児童と個別に関わる非常勤職員の位置づけはその子の「担当」ではなく、「保育補助」となっている。これは、障害のある児童の育成室での「生活」が非常勤職員との関係のみに完結するのではなく、正規職員が障害の有無に関わらず、すべての子どもたちの保育に責任をもつということを意味している。
- 障害のある児童の生活の安定性・継続性を保障するためには、指導員集団全体で、子どもの様子を把握し、共通理解を深めることが求められる。日常の打ち合わせの活用や職場内カンファレンスに努めることが求められる。
- 障害のある児童の保育については、育成室の集団保育を通して当該児童の発達を促すとともに、一人ひとりの姿を正確に捉えて個別に保育を行うため、「サポートプラン(個別指導計画)」を策定する。サポートプランは、指導員集団として子どもへの共通理解を深め、学校や保護者との連携に活用することで、当該児童の成長を促していく。

(2) 保育内容を高める

- ① 様々な研修に参加することにより、障害のある児童への理解を深めます。
- ② 巡回指導での臨床心理士の助言やサポートプラン(個別指導計画)を日常の保育に反映させます。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 障害のある児童の保育については、「文京区立育成室における障害のある児童の入室に関する実施細目」を定めている。
- 入室審査事務は「育成室入室審査ガイド」に基づいて行い、入室審査は「育成室入室審査会」(児童青少年課内部組織)で取り扱う。

- 審査の結果、指導面で特別の補助が必要な場合は、障害児補助の非常勤職員を加配している。
- 学校から育成室までの付き添いに関する相談については、「育成室に在籍する障害児の学校から育成室までの付き添いに関する相談の実施について」(平成18年度試行)に基づいて行う。
- 正規職員・非常勤職員を対象に障害のある児童への指導に関する研修を年一回実施する。
- 保育の充実を図るため、児童青少年課主催で障害のある児童に関する研修(年1回)を実施している。あわせて、平成22年度より、①臨床心理士による巡回指導、②サポートプラン(個別指導計画)の作成、からなる「育成室における特別支援の強化」を実施する。サポートプランの作成にあたっては、次の点について留意する。
 - 「人間の発達過程は個体と環境の不断の交換作用の結果の蓄積の上に展開していく」という発達の視点をもつ(「生活」そのものに成長・発達の基盤がある)。
 - 気になる行動などがある子どもについては、「問題のある子ども」ではなく、「成長・発達上の課題を抱えている子ども」という視点をもつ。
 - 障害のある児童にとって育成室の生活は場面の展開が早いことを踏まえる。
 - 周囲の子ども達と関わる部分と障害のある児童と指導員とだけで過ごす部分とを当該児童の現状に応じて整理する。
 - 周囲の子どもたちとの関わりについては、必要に応じて、指導員が橋渡しをする。
 - 当該児童が育成室の生活に見通しがもてるよう工夫する。
 - 新しい課題を意図的に設定する場合は、当該児童の現状をもとに、無理がなく、継続した取り組みを設定すること。また、設定の際には、指導員と保護者との相談の場を設定する。
 - 実年齢や実学年と発達年齢の双方を考慮し、保育内容を検討する。

(3) 保護者との関わり

- ① 育成室での子どもの様子を丁寧に伝えることで保護者の信頼関係を構築します。
- ② 子育て上の悩みなど保護者からの相談に丁寧に応え、保育内容に保護者の思いを反映させるよう努めます。
- ③ 障害のある児童の保護者と他の保護者との関係作りに努めます。
- ④ サポートプランに基づいた面談を実施することで、育成室と家庭、育成室と学校との生活の連続性を確保し、より良い保育につなげていきます。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 障害のある児童の中には、育成室での生活の様子を自分で保護者に伝えることが困難な児童もいる。育成室での児童の様子を伝える際には、より丁寧な対応が求められる。
- 障害のある児童の保護者の中には、これまでの過程の中で、わが子の特性に悩み、周囲からわが子を理解してもらはず、つらい思いをし続けている保護者もいる。「障害受容は螺旋的に進む」ことに配慮し、保護者からの相談には、丁寧に応えていくことが求められる(巻末資料3)。あわせて、障害のある児童の保護者の中には、他の保護者との関係づくりに配慮が必要な場合がある。保護者会や父母会、行事など保護者から集まる場面を活用し、保護者同士の関係づくりに努めることが必要である。
- 保護者からの相談には、育成室の保育内容や子育て上の悩みなどに加えて、保育日・保育時間の設定、学校から育成室までの付き添いに関する相談なども含まれる。保育日・保育時間は、育成室の開設時間すべてが対象となり、保護者と指導員双方で確認して設定することを伝え、学校から育成室までの付き添いに関する相談については、その制度を説明することが必要である。

7. その他、健全育成上必要と認められる事項

(1) おやつについて

- ① 子どもたちが楽しく落ち着いた雰囲気の中でおやつを食べることができるよう努めます。
- ② 子どもたちの嗜好や季節感・天候などを考慮して、おやつを用意します。
- ③ 栄養補給の観点から、適正な分量と内容に配慮して、おやつを用意します。
- ④ 安全及び衛生管理とあわせて、一人ひとりの子どもたちのアレルギーや体調に注意して、おやつを用意します。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- おやつは保育上必要なこととしてすべての育成室で実施している。
- 費用は、保護者の自主的負担(費用の管理は保護者の責任のもとで指導員が協力して行う)である。金額は保護者(父母会)と指導員が協議して決定する。
- おやつ代の管理には指導員が協力しているが、原則保護者の自主管理の取扱いである。
- おやつ代は、他の目的には使用しない。
- 育成室でのおやつは、放課後の生活の中ではっと一息つき、みんなで楽しく落ち着いておやつを食べながら、お互いの交流を図る場面である。そのために、指導員は、子どもたちと一緒に楽しい雰囲気の中でおやつを食べられるよう、努めていく必要がある。また、みんなでおやつを食べることで、食べ物に対する興味、関心を深めることにもなる。
- 子どもがお金を持って自分の好きなおやつを買いに行く日や、指導員が子どもと一緒に買い物に行く日、買い物ごっこや縁日など、工夫して取り組んでいる育成室もある。また、長期休みや一日保育の日に、昼食作りを行っている育成室もある。
- 夕飯の遅くなりがちな育成室の子どもたちにとって、おやつは栄養補給の観点からも大切である。子どもの身体の成長を考慮し、また、子どもの心身の状況及び嗜好を考慮するよう努めることが必要である。
- 手作りおやつについては、「おやつ作りのガイドライン」を設けて実施している。なお、安全面への配慮から、落ち着いておやつを食べることができるよう環境を整える必要がある。

(2) 行事について

- ① 日常の育成室での生活を基礎にしながら、子どもたちの生活がより豊かになるよう行事を行います。
- ② 行事を行った際には、検証作業を行い、今後の取り組みに反映させます。
- ③ 行事によっては、子どもたちが主体的に関わることができるように配慮します。
- ④ 親子行事などについては、指導員と父母会とが協力して、取り組んでいきます。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 児童館内育成室では児童館行事企画に育成室を含めたり共同で取り組んだりすることが多いため、単独育成室とは行事の企画内容が異なる場合があるが、すべての育成室でおおむね共通して取り組まれているものは「入室歓迎会」「卒室お祝い会」「誕生会」「館外保育」「季節行事」「親子行事」などである。行事を企画・実施する際には、子どもが戸惑うことのないよう、児童館との十分な連絡を取り合う必要がある。
- 一年間の行事計画は年度始めに作成する。行事名及び日程は年度当初に児童青少年課への提出が義務付けられている。
- 個々の行事は、その都度「行事起案書」を作成し事前に児童青少年課へ提出する。
- 各室で、行事起案書のほかに行事計画書と実施記録、反省や課題などを記録するよう努める。
- 親子行事などでは、保護者は、家庭では見ることができない仲間の中での我が子の姿を見る

ことができ、他の子や保護者との交流を図る機会となる。こうした機会を通じて、指導員と保護者、保護者同士が直接結びつくことは、子どもたちへ豊かな放課後の生活の場を保障することにつながる。

※ 卷末資料4参照。

(3) 宿題・学習の援助について

- ① 保護者と相談しながら、宿題・学習ができるよう環境を整えます。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 学校から出された宿題をどのようにするかは各家庭で決めているが、低学年の子どもは、家に帰り、夜遅くなつてから宿題をすることが、大きな負担となることもある。保護者と話し合い、必要とする子どもには宿題ができるよう環境を整える(時間と場所を提供するなど)ことも必要である。
- 土曜日や夏休みなどの1日保育のときには学習時間を設けている。

(4) 保護者及び父母会との関わりについて

- ① 育成室の保育内容や活動を保護者に伝え理解を促すとともに、保護者が活動や行事に参加・協力する機会を設けるなどして、保護者との協力関係を構築します。
- ② 指導員は、父母会の活動に協力し、保護者同士が交流して互いの理解を深め、保護者自身が互いに協力して子育てをすすめることができるよう支援します。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 育成室に在籍する児童の保護者で構成される育成室父母会には、「事業運営に保護者の理解と協力を得て円滑な育成室運営を行うために必要な組織である」との判断に立って、情報の提供と協力関係を維持してきている。
- 実際に保護者の協力を必要とする行事などの場合は、育成室と父母会との「共催(協力)」で取り組まれる場合もある。
- 父母会主催のキャンプについては、父母会の派遣要請に基づいて、旅費を伴わない出張の扱い(父母会が費用負担)で参加することにしている。

(5) 要望・苦情への対応

- ① 日常的に保護者が指導員に話しやすい雰囲気を作り、一緒に考える視点を持ちます。
- ② 要望・苦情については、説明責任を果たすことも含めて、真摯に受け止め、対応します。
- ③ 保育内容の要望・苦情については、児童青少年課と連携しながら、各育成室が中心となり、対応します。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 要望・苦情は各育成室で対応し、必要があれば館長あるいは児童青少年課と相談する。
- 要望・苦情が挙げられた際は、「児童青少年課あて連絡表」にて、児童青少年課へ報告する。
- 育成室入室に関する苦情で、各育成室が対応できない内容のものは、児童青少年課と「育成室入室等調整会議(児童青少年課内組織)」で対応を協議する。
- 障害のある児童の受け入れや保育に関して各育成室で対応ができないものについては、「育成室入室審査会」(児童青少年課内組織)で対応を協議する。

第4章 保育内容を高めるために

1. 指導員の倫理

専門職といわれる職業には、その職を遂行するに当たって守らなければならない倫理が必要とされます。育成室で子どもの指導・援助を行う指導員も専門職として倫理規範を持たなければなりません。文京区の指導員の倫理規範については、平成13年にそれまでの育成室で起こった問題を解決すべき点から討議を重ね、「児童指導についての申し合わせ」を作成しました。

「文京区立育成室保育指針」として、改めて指導員の倫理を示し、明記します。

(1) 児童指導と保護者との対応を含めた指導全般について

- ① 私たち指導員自身が、子ども一人ひとりを大切にする視点を身につけるよう努力します。
- ② 育成室の指導にあたっては、一人ひとりが大切にされる生活集団の形成に努めます。特に、最初に子どもを受入れる時には、子どもが安心してすごせるように心がけます。
- ③ 職場内で子どもたちの状況を話し合い、職場集団として共通理解を深めます。
- ④ 子どもの様子を継続的に保護者に伝え、保護者との信頼関係を構築するようにします。
- ⑤ 子ども同士のトラブルがあったときは、その事実を指導員間で共有できるようにし、子どもの成長に役立つような対応に努めます。

(2) 児童指導にあたって守るべき倫理について

- ① 体型などへの侮蔑的な表現や人種・国籍、性、障害などについての差別的な言動など、子どもの人権を傷つけるようなことはしません。
- ② 子どもに暴力は振るわない。ここで用いる暴力とはぶつたりけったりすることだけでなく、「人が他人の心と一体を傷つけること」と考えます。「暴力は良くないが体罰としての暴力は時には必要だ」という考えはきっぱり捨てて、「どんなときにもしない、させない」と、指導員間で申し合わせます。
- ③ 子ども・保護者に特定の宗教・政党を宣伝したり批判したりしないようにします。

(3) 保護者との信頼関係をつくることについて

- ① 保護者の主張を受容的な姿勢で受け止めることを心がけます。
- ② 保護者の気持ちを理解し相手の立場に立った丁寧な対応を心がけます。
- ③ 保護者と初めて出会うときは、わかりやすく説明し、よく話を聞くように努力します。
- ④ 保護者に対して「一緒に考えようという姿勢」が伝わるようにし、問題が生じた場合は、信頼関係を深める方向で、解決に努力します。
- ⑤ 保護者の主張は、これまで指導員が経験してきた事例と安易に結びつけず、常に新しい事例・提起であるという視点で受け止めるように努めます。

(4) 職場における指導の向上・改善について

- ① 職場の中で常に指導についての見直しと情報交換を行い、共通理解を深めるよ

うに努めます。

- ② 指導員一人ひとりが人権感覚・意識を身に付け倫理観を確認するために、子どもの権利や人権についての学習・研修を行います。
- ③ 指導員が協力して子どもたちを見ていくとともに、指導に問題があるときは率直に議論をしあえる職場環境を育んでいくように努めます。
- ④ 子ども（子どもたち）の実態に即した指導方法を確立するために、研究会などを通じて指導方法を改善していくことに努めます。

(5) 個人情報を守る事について

- ① 仕事を通じて知り得た子ども・保護者・家庭などに関する個人情報（提出書類・相談などによる口頭情報及び映像などを含む）は、職場の外に持ち出したり職場外で話題にしたりということは行いません。事例を職場外で研究や学習の目的に使用する場合にも、本人の了解を得ないで使用したり本人と特定できる内容で公表したりすることは行いません。
- ② 仕事を通じて知り得た子ども・保護者・家庭などに関する個人情報は、厳正に管理します。
- ③ 児童館や育成室の「おたより」などで職務上個人の情報を扱う必要が生じた場合には、その個人に不利益が生じないように配慮します。
- ④ これら個人情報に関する守秘義務は、在職中だけでなく退職後も守ります。

(6) 公務員としての自覚を持つことについて

- ① 全体の奉仕者として、職務に専念します。
- ② 区職員として、服務規律や職場ルールを守ります。
- ③ 安易な休日の取得や遅刻などにより、周囲に迷惑をかけることのないようにするとともに、子どもにかかわる専門職として、身だしなみや言葉遣いに配慮します。

2. 研修・自己研鑽について

- ① 指導員としての専門性や資質を向上させ、保育内容を高めるために、様々な研修や勤務時間内自主研修を活用します。
- ② 指導員としての専門性や資質を向上させ、保育内容を高めるために、積極的に自己研鑽に努めます。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 正規職員は、専門研修として、特別区研修所の専門研修と東京都児童厚生施設連絡協議会（東京都児童会館）主催の専門研修、ブロック研修を活用する。
- 児童青少年課主催の個別テーマによる研修を実施する。
- 正規職員・非常勤職員共に障害のある児童への指導に関する課内研修を年一回実施している。
- 非常勤職員には、年一回新任研修・継続雇用者研修を実施する。
- 正規職員は、勤務時間内自主研修（午前中月一回で年6回以上）を開催し、テーマ・研究方法などを自主的に設定して研鑽する。
- 勤務時間内自主研修では、保育内容などの「交流」だけでなく、「実践記録」やレポートを活用し、

他の指導員の実践から学ぶことも必要である。

- 正規職員・非常勤職員とともに、指導員は、子どもへの理解、関わり方などについて、日々検証し、深めていく必要がある。そのためには、実践の検証と共に、子どもの発達や心理などについての専門的な知識を得るために学習していくことが求められる。

3. 保育内容の検証と職場内のチームワークの形成

(1) 保育内容の検証

- ① 保育記録を作成し、日々の子どもたちの様子を把握し、子どもたちへの関わり、働きかけを検証します。
- ② 保育内容に見通しをもたせるため、年間の指導目標や保育計画を作成します。実施状況をもとに、その内容を検証します。
- ③ 保育内容の検証にあたっては、率直に建設的な議論をしあえる職場環境の育成に努めます。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 文京区の育成室では、子どもの登室状況やその日の保育内容の概要を把握するために「育成日誌」を作成することが義務付けられている(児童青少年課に提出)。あわせて、子どもたちの様子や指導員の対応を記録するための「保育記録」を作成することが義務付けられている。
- 育成室指導員は、「保育を振り返る」ことが大切である。その日の子どもの様子、子どもが取った行動、それに対し育成室指導員はどういう働きかけ、関わり方をしたか、こうしたことを振り返って考えることが、子ども理解を深めることになる。
- 「保育を振り返る」ために、「育成日誌」「保育記録」に、日々の子どもの様子や指導員の対応を具体的な事実として記録しておくことが大切である。
- 問題・課題意識に沿って、日々の保育記録をもとに、一定期間の子どもたちへの関わり、働きかけを振り返り、検証する作業として、「実践記録」を作成することが望まれる。具体的な事実を振り返り書くという作業の中で、日常の個々の場面での見過ごしていたことに気づくことができる。このことが、次への課題を見出すことにつながる。
- 文京区の育成室では、1年間を通じての指導目標や行事計画及び実施報告を作成し、あわせて、各行事の計画(起案)を作成することが義務付けられている(児童青少年課に提出)。
- 上記の計画の他、月ごとの保育計画を作成することや、個々の行事や取り組みのための活動計画を作成することが必要となる。
- 計画の作成にあたっては、指導員の思いを先行させるのではなく、子どもの状況や思い、その保護者の願いを考慮する必要がある。あわせて、計画にしばられることなく、柔軟に対応していくことも必要である。
- 行事などに取り組んだ際は、その検証が必要となる。ここでの検証作業が次の計画を立てるもととなる。

(2) 職場内のチームワークの形成にむけて(日々の打ち合わせや職場内カンファレンス)

- ① 育成室指導員は、相互に協力して保育内容の向上を目指すために、日々の打ち合わせなどを通じて、常に情報を共有し、子どもへの共通理解を深めます。
- ② 育成室指導員一人ひとりが、考え方の違いを認め合い、お互いを尊重することを起点にして、それぞれの指導員の持ち味が生かされるような職場づくりに努めます。
- ③ 問題・課題意識に応じて、職場内カンファレンスの開催に努めます。

【具体的な配慮事項及び取り組むべき内容】

- 指導員集団として、子どもたちを多面的に捉え、日々の保育に生かすため、日々の打ち合わせや必要に応じて、職場内カンファレンスを行う。
- 育成室では、正規・非常勤など複数の指導員が仕事をしている。日々の打ち合わせや職場内カンファレンスの中で、子どもたちの様子や指導員の対応などを出し合い、情報を共有することで、一人ひとりの子どもたちの状況を丁寧に捉え、子どもへの理解の共通基盤をつくり、深めていく必要がある。
- 正規・非常勤ともに、問題・課題を一人で抱え込みず、お互いにフォローしあえる関係作りが必要である。
- 保育上の問題・課題に対して報告・連絡・相談のできる職場環境が指導員の仕事に対する意欲向上につながる。
- 日々の打ち合わせの内容は、次のような事項を挙げることができる。
 - イ) 当日一日の流れ
 - ロ) 前日の子どもたちの様子、子どもたち同士の関わり、指導員との関わり、子ども同士のトラブルへの対応、気になる子どもへの対応
 - ハ) 事故やケガ、子どもの体調に関わる報告と対応
- ニ) 当日の、子どもとの関わり・はたらきかけ、生活の組み立て（※天候も考えて）
- ホ) 欠席、早退の確認などの情報の確認と共有、おやつや仕事分担、事務連絡など

(3) 職場内の課題解決

- ① 職場内の課題解決には、正規職員だけでなく、育成室で働くすべての人たちの参加による職員会議などにより合意が図れるよう努めます。
- ② 職場内の課題解決が難しい場合は、地区館長・児童係長・児童青少年課長に報告・相談をし、連携を図りながら、課題解決を図ります

巻末資料 一覧

- (巻末資料 1) 自己研鑽のために
- (巻末資料 2) 子どもの発達からみた放課後児童クラブの課題
- (巻末資料 3) 障害受容について
- (巻末資料 4) 参画のはしご

(巻末資料 1) 自己研鑽のために

文京区育成室指導員 自己点検の実施

保育を取り巻く環境が大きく変化する中、指導員は、保育内容の質の向上を図るために、自らの保育を振り返る必要があります。以下の自己点検表をもとに、自らの保育を振り返るよう努めます。

なお、自己点検表の項目は、「文京区育成室保育指針」の章及び見出しを示していますので、自己点検を実施するにあたり参考にしてください。

育成室指導員自己点検表

【全部理解している：◎・ほぼ理解している：○・あまり理解していない：△・理解していない：×】

自己点検項目	チェック
第1章 育成室の役割と子どもの特性を理解している。	
1. 育成室の役割を理解している。 (1) 育成室の法的根拠と目的を理解している。 (2) 育成室の機能・役割を理解している。 (3) 指導員の役割を理解している。	
2. 対象となる子どもの特性を理解している。 (1) 小学校低学年期の子どもの発達の特性を理解している。 (2) 育成室に通う子どもたちの特性を理解している。	
第2章 指導員の役割を理解している。 1. 指導員の仕事を理解している。 2. 専門職としての指導員の役割を理解している。	
第3章 育成室の運営において大切にすることを理解している。 1. 児童の安全管理、安全確保及び情緒の安定を図っている。 (1) 登室時や育成室からの帰宅時の安全確保をしている。 (2) 子どもの健康状態の把握・衛生管理及び安全管理を実施している。 (3) 子どもの情緒の安定を図っている。 2. 児童の遊び及び生活の意欲と態度の形成について理解している。 (1) 児童の遊び及び生活の意欲と態度の形成に取り組んでいる。 (2) 児童の遊びを通して自主性、社会性、創造性を培っている。 3. 児童の遊びと活動状況の把握及び家庭への連絡を実施している。 (1) 児童の遊びと活動状況を把握している。 (2) 家庭との連絡を実施している。 4. 学校や関連機関、地域との連携について理解している。 (1) 学校との連携している。 (2) 関係機関や地域との連携を図っている。 (3) 児童虐待への対応について理解している。 5. 入室・退室・卒室について理解している。	

6. 障害のある児童の保育について理解している。	
(1) 子どもへの理解を深めている。	
(2) 保育内容を高めている。	
(3) 保護者との関わりについて理解している。	
7. その他、放課後児童の健全育成上必要と認められる事項について理解している。	
(1) おやつについて理解している。	
(2) 行事について理解している。	
(3) 宿題・学習の援助について理解している。	
(4) 保護者及び父母会との関わりについて理解している。	
(5) 要望・苦情への対応について理解している。	
第4章 保育内容を高めるために	
1. 指導員倫理について理解している。	
(1) 児童指導と保護者との対応を含めた指導全般について理解している。	
(2) 児童指導にあたって守るべき倫理を守っている。	
(3) 保護者との信頼関係をつくることを行っている。	
(4) 職場における指導の向上・改善している。	
(5) 個人情報を守っている。	
(6) 公務員としての自覚を持っている。	
2. 研修・自己研鑽を実施している。	
3. 保育内容の検証と職場内のチームワークの形成を実施している。	
(1) 保育内容の検証をしている。	
(2) 職場内のチームワークの形成を図っている。 (日々の打ち合わせや職場内カンファレンス)	
(3) 職場内の課題解決について理解している。	

(巻末資料2) 子どもの発達からみた放課後児童クラブの課題

【放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究(子ども未来財団。平成19年2月)より引用】

子どもの発達からみた放課後児童クラブの課題

- ・ 放課後児童クラブは、利用する子どもの家庭状況と共に、この事業が主な対象とする「小学校に就学しているおおむね10歳未満（6～9歳）」の子どもの放課後における遊び及び生活に関する発達の特性もふまえて行う必要がある。
- ・ ここでは、放課後児童クラブの対象となっている子どもの年齢やそこで過ごす時間等を考慮して、放課後児童クラブの活動内容とかかわりが深いと考えられる以下の事項について、子どもの発達の特徴と放課後児童指導員に求められる課題を大まかに指摘する。これらは、研究会委員が経験した放課後児童クラブの状況や既存の研究成果などをもとにした指摘である。
 - 大人（保護者や放課後児童指導員）との関わりにおける子どもの意識・感情
 - コミュニケーションや人間関係における社会性
 - 自己の安全確保のための対応能力
 - 放課後の生活を自己管理するために求められる時間に関する感覚と意識

ア. 大人（保護者や放課後児童指導員）との関わりにおける子どもの意識・感情

幼児期から児童期にかけての保護者との関係における子どもの意識・感情は、〈身近に安心して頼れる大人がいるかいないか〉ということ自体が中心にある状態（いれば安心して遊びや活動に没頭できるが、いなければ「寂しい」「不安」と感じることが多い）から〈自分に対して大人がどのように振舞うか、自分が必要とするときにいるかいないか〉ということに移っていく。

このことは、放課後児童クラブにおける放課後児童指導員に対する場合にも同様で、1～2年生（主に6～7歳頃）には、放課後児童指導員が安心して頼れる存在として身近にいるかいないかということが大きな比重を占め、年齢が上がるにつれて、放課後児童指導員の態度や行動を批評したり、何かを自分（達）だけでしたいときには放課後児童指導員がそばにいることを拒んだりするケースも生じてくる。

従って、放課後児童クラブにおける放課後児童指導員は、子どもから頼られる存在となること、継続してその関係を維持することによって子どもの安心を維持することが求められる。

イ. コミュニケーションや人間関係における社会性

他者が何をどう考え感じているかを知ろうとすること（他者理解）と、他者に対して自分がどのように振舞うのかということ（交渉方略）が、発達の土台である人間関係、コミュニケーション能力の基礎となる。子どもは、親や大人との関係（垂直関係）と、子ども同士の関係（水平関係）を通して他者理解と交渉方略を獲得していくが、両者はそれぞれの場面で異なる発達をしながら、お互いに影響し合って形成されていく。

他者理解の発達は、垂直関係からはじまるが、やがて水平関係を通しての発達が軸になっていく。6～9歳は、この水平関係における他者理解と交渉方略の発達の基礎をつくる大切な時期であり、放課後の遊び、生活はそのための重要な場である。

従って、放課後児童指導員には、遊び及び生活の援助とともに、子どもの他者理解、交渉方略の発達の実際を的確に把握し、適切に援助していくことが求められる。

ウ. 自己の安全確保のための対応能力

6～9歳の子どもは、身体的な能力の面でも知識や経験（習得）の面でも自己の安全を確保するすべを十分には身につけていない。また、この時期の子どもは、理性よりも動機的関心を行動の契機とすることが多くみられる。好奇心や興味が先に立って行動するが多く、同じ失敗を繰り返したりケガや事故などに遭遇したりする割合が高いのはそのためである。

従って、身近にいる大人は、安全について保護・管理するだけでなくこの時期の子どもの特性を理解して子ども自身が自らの安全について学習・習得できるように援助していくことが求められる。

エ. 放課後の生活を自己管理するために求められる、時間に関する感覚と意識

時間感覚の発達は個人差の大きい発達分野であるが、大まかには、4～5歳頃から〈時間と空間とを結びつけてとらえられるようになる（「今ここで」、「少し後で、あそこで」等）〉〈今を中心とした連続する時間を超えた事への関心が持てるようになる（「おじいちゃんが子どもの頃等」）〉〈時間と物事の変化（文化概念を含んだ時間）を理解するようになる（時刻表の意味を理解する、「○時から○時までに～をする」等）〉〈時を刻んで計画を立てることができるようになる（ある物事や問題を難易度と量と時間に換算し、自分の能力と比較して何分くらいができるか判断する等）〉などの過程を経て、時間感覚を緻密にし、成熟させていく。

6～7歳の子どもは、実際の生活場面でも、「○○ちゃんと公園で遊ぶ約束をした」といつて出かけて行っても、すぐに「いなかった」と戻って来たり、反対に、いつまでも待ち続けていたりすることがある。また、「○時になつたら○○するように」と指示しても、「まだ先」と考えてすっかり忘れてしまったり、時間だけが気になって「今、何時？」と何度も聞いてきたりすることも少なくない。

放課後児童指導員には、子どもの時間感覚の発達に即した援助をしながら、9～10歳頃までは放課後の時間を自己管理できる力を身につけられるように働きかけていくことが求められる。

子どもの他者理解と交渉方略の発達

友達関係の中での発達（水平の関係）			大人と子どもの関係の中での発達（垂直の関係）
年齢 (参考)	他者理解(social perspective taking)	交渉方略(negotiation strategies)	
第一段階	母子一体(自己愛に基づいて周りをみている)	養育者や仲間との間で、対人的発達の基礎を醸成させる段階	<ul style="list-style-type: none"> ・「保護と指示（命令）－依存と従順」の中で発達していくので、他者理解の発達は大人からは把握しにくい面がある。
第二段階	自分の視点と他者の視点を分化できない（遊びの場面では、自分の気持ちだけで相手に対応する自己中心的な視点）	<p>〈身体的衝動的方略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思いどおりにならないと、すぐ衝動的な力を用いる（叩く・押す・取る等） ・自分の気持ちを確かめないまま撤退や服従をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・水平関係の中では許されない子どもの側の「甘えや依存」が含まれる。
第三段階	自他の視点を一時にそれぞれひとつずつなら考慮できる（相手を自分の遊びを楽しくするための助手のように対応する）	<ul style="list-style-type: none"> ・一方的命令を故意に用いる（よこせ・貸せ・自分のだと主張する等） ・「意思のない」服従をする（言いなりになる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師や保育士、放課後児童指導員など子どもにかかる大人と子どもの関係も同様。 ・垂直関係の中での他者理解を正常に発達させるためには、大人は、支配-服従の関係ではなく、信頼に基づく関係を築くことが望まれる。
第四段階	自他の視点を同時に考慮できる（相手の気持ちを認めたり違いを理解したりできる。お互いを尊重できるようになる）	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の心を変えるのに心理的影響を意識的に用いる（説明する、説得する等） ・相手の願望に意識的に従順に従う 	
参考	<p>*他者についての理解や認知の仕方は、実際の対人関係と不可分に結びついている。他者理解と交渉方略の関係は深い。</p> <p>*他者理解の発達は、発達課題としては、6歳頃には第四段階にはいっていることが望まれているが、近年、この他者理解の面での子どもの発達の遅れやゆがみが</p>		

	<p>目立っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> *感情表現のスキルは、言葉で教える(学習する)ということより身近な大人や周りの子ども達との体験から体得していくことが中心になる。 *放課後児童クラブの対象となる6歳～9歳は、他者認識や交渉方略など対人関係のコミュニケーションの基礎を習熟させる大切な時期といえる。
--	---

(巻末資料3) 障害受容について

ドローターらは、障害受容に次の五段階があるとしました(Drotar,et al,1975年)。それは、障害の事実を知りショックを受ける時期(I ショック)、そして「障害なんてない」などと、障害そのものを否定する時期(II 否認)、障害の事実は認めるが「なぜ自分の子がそうなのか」と心理的には受け止められない時期(III悲しみ・怒り)を経て、心理的に受け止め(IV適応)、子どもと一緒に歩もうとする(V 再起)というものです。

中田洋二郎さん(立正大学)は、障害受容は段階的・直線的ではなく、螺旋的に進むものだと述べています(「早稲田心理学年報」27、1995年)。障害受容の螺旋形モデルとは、障害を肯定できる状態とできない状態を交互に繰り返しながら、その中で次第に障害を受容していくということです。

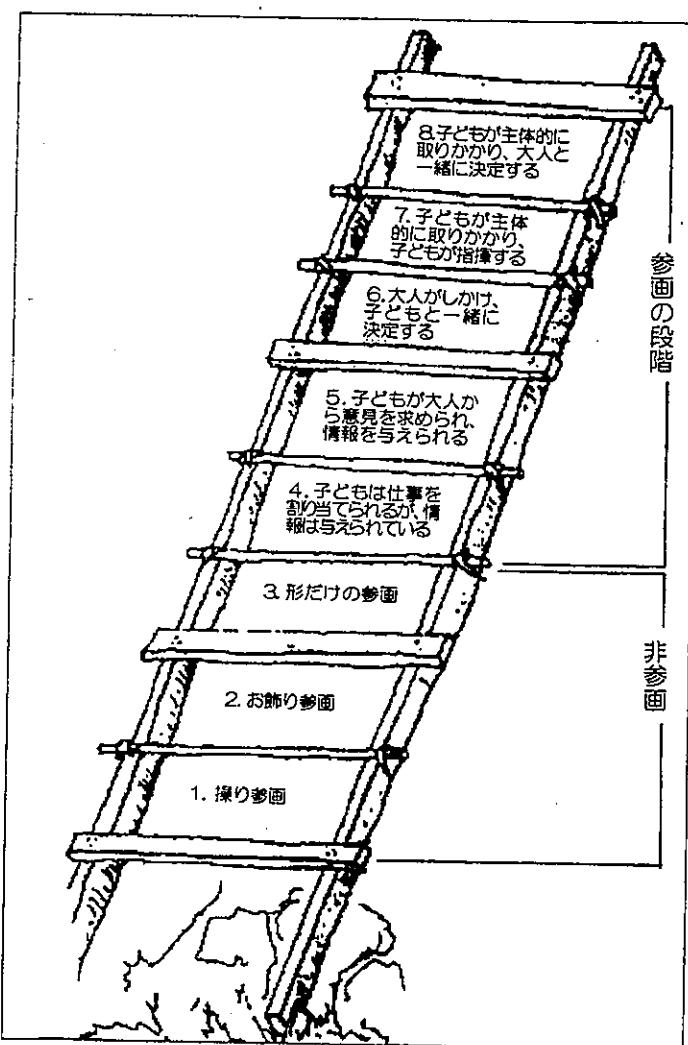
【引用】「自閉症児者の発達と生活 - 共感的自己肯定感を育むために -」別府哲著。全障研出版部

(巻末資料4) 参画のはしご【「子どもの参画」(R.ハート。)】

大人と一緒に何らかのプロジェクトで活動する子どもの自発性と協同性を示したもの。

(子どもの欲求と能力の及ぶ限りの子どもの参画を大人がどう援助するのか)

- 参画と呼べない参画がある(非参画)。
- はしごの上段に行くほど決定への参加が良いと述べているわけではない。
…子どもたちは別のプロジェクトでは別のレベルを、あるいは同じプロジェクトでも段階によって、異なるレベルを選ぶかもしれない。また子どもの中には、主体的に活動を始めることはしないが、優秀な協力者である者もいる。
- 子どもがコミュニティーの中で完全に独立して活動することを目標においているものでもない。大人の関わり方として重要なのは、「どんな子どもも自分の力量で、望める最高レベルでの参画が選べるように、機会を最大限に与えられるような環境を作ること」だと述べている。



1. 操り参画

大人が意識的に自分の言いたいことを子どもの声で言わせる。ex. 子どもの絵を使い本を作るが、絵の選択、本の編集に子どもが参画していない。

欺き参画(大人が関わっているのに、完全に子どもによって行われたと思わせようとする)も含む。子どもの投票や意識調査にも用心を呼びかけている。

2. お飾り参画

大人は子どもの主張の支援者として子どもが理解して参画しているように見せかけている。大人は主張が子どもたちから発せられたものであると装っていないことが欺き参画と違う。

3. 形だけの参画

子どもたちは発言権をもつていいように見えるが、実際には、問題やコミュニケーションの方法がまったくか、ほとんどできなかつたり、自分の意見を組み立てる時間がまったくなかつたりする。

ex. はっきり意見を言う子が大人から選ばれ、壇上にあがる場合。

4. 子どもは仕事を割り当てられているが、情報は伝えられている。

「社会的動員」。子どもと一緒に行うもっと本質的な参画のプロジェクトの最初の段階。子どもたちが自らプロジェクトを始めたわけではなくても問題を本当に自分のものとして感じている。そのための情報が伝えられている。

5. 子どもは大人から意見を求められ、情報を与えられる。

プロジェクトが大人によって計画され、大人によって運営されようとも、子どもたちがプロセスを理解し、意見を求められ、そして、子どもの意見がまじめに扱われる。

6. 大人がしあげ、子どもと一緒に決定する。

子どもたちの要求をあらかじめ想定しないこと。できるだけプロジェクトの全プロセスに参画させること。このことは大人と子どもとが一緒に決定する際の材料になる。

7. 子どもが主体的に取りかかり、子どもが指揮する。

子どもの遊びの場面。大人の役割は、場の設定と、遊びやものづくりの活動の援助はするが、子どもの先頭にたって活動したり指導したりはしない「プレイリーダー」。

子どもがすすんで物事に取り組む能力に気づいて、その発言を許し、認めはするが、支配はしないようにするためには、時に注意深い大人を必要とする。

8. 子どもが主体的に取りかかり、大人と一緒に決定する。

10代の若者のよく組織されたグループは、たとえ自分たちにプロセスを実施できる力があるとしても、ある段階では、社会的に力のある大人と共に活動する必要があるかもしれない。大人をまきこむことと、支配されることとは違う。

大人に求められる大事な能力はきっかけづくり。そして、子どもによりよく応えるためには、子どもの言うことをよく聴き、子どもをよく観察することが必要となる。

育成室における特別支援の強化について

平成 23 年 2 月 児童青少年課

1. 「育成室における特別支援の強化」の目的

臨床心理士等が巡回指導として育成室を訪問し、育成室指導員に対する相談・支援を行うと共に、個別指導計画(以下「サポートプラン」)の作成支援を行う。こうした相談やサポートプランなどを生活や遊びを中心とした育成室の日々の保育に活かすことによって、特別な支援を必要とする児童の保育の充実を図る。

2. 「育成室における特別支援の強化」の内容

(1) 特別支援巡回指導(別紙 1 参照)

教育センターと調整し、文京区立育成室への臨床心理士等による巡回指導を行う。

臨床心理士等によるアドバイスをもとに、指導員のスキルアップを図る。

(2) サポートプランの作成(別紙 2 参照)

日々の保育実践や巡回指導をもとに、サポートプランを作成する。子どもへの共通理解を深めると共に、関係機関との連絡調整に活用する。

【説明】

平成 17 年 4 月に施行された「発達障害者支援法」では、放課後児童健全育成事業への利用の促進について述べられている。また、特別支援教育においては、一人ひとりの特別なニーズに応じた教育援助を考えること(インクルージョン ※1)をその理念としている。

文京区では、現在、教育センターの事業として、子育て支援カウンセラーが幼稚園・保育園を訪問相談しており、小学校・中学校では、スクールカウンセラーが各学校に所属して、相談活動を行っている。

子育て支援カウンセラーやスクールカウンセラーは、他の教育相談員と情報を交換し、ケース会議、カンファレンスなどで児童に対してより効果的な対応を図ることができる。

また教育センターでは、健全育成連絡協議会などで、教育相談室、スクールカウンセラー、教育指導課、福祉センター及び子ども家庭支援センターとの定期的な情報交換も行っているため、幼保から小学校・中学校へ切れ目のない継続的な支援を行っている。

こうした中、特別な支援を要する児童の保育内容の充実や、より切れ目のない継続的な支援を図るために、「育成室における特別支援の強化」が平成 22 年度の重点施策に位置付けられた。

なお、本事業の実施にあたっては、継続的なきめ細かな支援が必要であることから、教育センターとの連携・調整を図りながら行うものとする。

※1 インクルージョン inclusion(包括)

子ども一人ひとりが違うことは当たり前であることを前提として、子ども達の違いを認め、個々の教育ニーズに対応し、全てを包み込みこむ学校・学級・社会が望ましいという考え方。障害児という枠組みではなく、すべての子どもを包み込む教育システム (education for all) の中で、一人ひとりの特別なニーズに応じた教育援助を考えること。

障害のある人がそれぞれの社会の市民として、その他の人々と同じ権利と義務を行使できることを確保することを目的として採択された「障害者の機会均等化に関する標準規則」(国連総会。1993 年)や、障害のある子どもを含めた万人のための学校を提唱した「サラマンカ宣言」(特別なニーズ教育に関する世界会議。1994 年)などが源流となっている。

-別紙1-

特別支援巡回指導について

1. 臨床心理士等の役割

- (1) コンサルテーション(相談、協議、専門家による診断や鑑定)を主軸とする。
…学童保育の生活の中で、指導員と子どもをつなぐことや子どもの見方を広げ、その子どもの可能性を探っていく
- (2) 指導員と同等の立場に立ちながら、臨床心理士等という専門性の視点から相談への助言・支援を行う。
- (3) 育成室におけるサポートプランの作成支援

2. 特別支援巡回指導の対象

- 特別支援巡回指導の対象は、育成室に在籍する非常勤職員が配置されている障害のある児童とする。
- ただし、申し出があれば、「気になる」子どもや、「関わり方に配慮が必要である」と思われる子どもを巡回の対象とすることができる。

3. 巡回指導の年間予定

- (1) 調整期間(4月)
巡回指導及び講評の日程調整。各育成室におけるサポートプラン(案)の作成。
- (2) 前期(5月～9月)
全育成室を巡回し、コンサルテーションを主軸とした相談への助言や保育実践への支援を行うと共に、サポートプランの作成支援を行う。
- (3) 後期(10月～3月)
希望する育成室を中心に、巡回指導及び講評を行う。
臨床心理士等の同席が必要と思われる場合は、保護者との面談は9月以降に設定する。
既定の回数以上の観察及び講評や対象以外の児童の観察及び講評も後期に行う。

4. 巡回指導の方法

- (1) 日程の調整
各職場から提出された日程調整票をもとに、巡回指導及び講評の日程を調整する。
(各育成室から提出 ⇒ 児童係にて集約 ⇒ 教育センターにて調整)
- (2) サポートプラン(案)の作成・提出
各育成室においてサポートプラン(案)を作成し、児童係を通じて、教育センターへ提出する。
- (3) 巡回指導当日(13:30～)
臨床心理士等による対象児童への聞き取り調査及び観察。
- (4) 講評(原則10:00～)
臨床心理士等よりコンサルテーションを主軸とした助言・支援、およびサポートプラン(案)の作成支援を受ける。なお、巡回指導後の講評については、正規職員2名、障害のある児童の保育補助非常勤も同席できるよう努めること。

-別紙2-

サポートプランの作成について

1. 目的

- (1) 日々の保育実践をもとに障害のある児童の現状・課題を明らかにし、職員間の子どもに対する共通認識を深め、保育内容の向上を図る。
- (2) サポートプランをもとに、学校をはじめとした関係機関や専門職との連携を図り、保育内容の充実につなげる。

2. 対象

- (1) サポートプラン作成の対象は、特別支援巡回指導の対象と同様とする。
- (2) 上記(1)のうち、保護者がわが子の特性を認めていない児童のサポートプランは、保護者との連携は難しいため、1-(1)を目的としたものとする。

3. 作成の手順

- (1) 日々の保育状況を参考に職場内カンファレンスを行う。
- (2) 職場カンファレンスをもとにサポートプラン(案)の「I成長・発達の様子」を4月中に作成する。作成したものは児童係を経由し、臨床心理士等へ送付する。
- (3) 巡回指導翌日の講評を、サポートプラン(案)に反映させる。
- (4) サポートプラン(案)をもとに保護者と面談を行う。保護者の意向を計画に反映させるよう努める(所定用紙の「II保護者より」に記入)。保護者への説明の際に、臨床心理士の同席が必要と思われる場合は、保護者との面談を10月以降に設定する。
- (5) サポートプランを地区館長及び児童係に提出する。
- (6) 巡回指導の有無に関わらず、職場カンファレンスをもとに10月～3月にサポートプランの補正を行う。合わせて、次年度への引き継ぎ事項として、「III検証・対応を基に、成長・変化したこと、引き続き大切にしていきたい指導内容や指導の課題について」を記入する。補正したものを基に保護者との面談を行う(次年度に学年延長が想定される児童のいる育成室の巡回指導は12月中に実施する)。

※ 「サポートプラン」は必要に応じて、関係機関の連携などに活用する(取扱い注意)。

4. 作成の視点と留意点

- (1) 「発達」を捉える視点(人間の発達過程は個体と環境の不断の交互作用の結果の蓄積の上に展開していくという視点)をもつこと。
- (2) 気になる行動などがある子どもについては、「問題のある子ども」ではなく、「成長・発達上の課題を抱えている子ども」という視点をもつこと。
- (3) 障害のある児童にとって育成室の生活は場面の展開が早いことを踏まえる。
- (4) 周囲の子ども達と関わる部分と障害のある児童と職員とだけで過ごす部分とを当該児童の現状に応じて整理する。
- (5) 周囲の子ども達との関わりについては、必要に応じて、職員が橋渡しをする。
- (6) 当該児童が育成室の生活に見通しがもてるよう工夫すること。
- (7) 新しい課題を意図的に設定する際は、当該児童の現状をもとに、無理がなく、継続した取り組みを設定すること。職員と保護者との相談の場を設定する。
- (8) 実年齢や実学年と発達年齢の双方を考えること。
- (9) 子どもと共に保護者を支え励まし、子どもの成長を確かめあえるよう努めること。

5.項目について

各項目の内容は、下記の説明を参考にしてください。特に記述することがなければ、「該当なし」と記入してください。巡回指導時に特に相談したい事があれば、別途メモをつけてください。

1. 健 康 面	(1)身体・健康面	○薬の服用・疾病・アレルギー(食品以外) ○視覚・聴覚の状況 ○麻痺・その他 ○発作や痙攣
	(1)遊び	○好きな遊び ○遊びの特徴
2. 遊 び ・ 運 動	(2)運動面	○粗大運動面(全身運動) ○微細運動面(手指) ○歩行…ヘッドギア・補助具・介助の有無
3. A D L (日 常 生 活 動 作)	(1)食事・おやつ	○箸・スプーン・特別な食器の使用 ○介助の有無(支度・食事中・後片付け) ○偏食・食品規制
	(2)排泄(排尿・排便)	○和・洋式の使用 ○便意を伝える・介助の有無
	(3)衣類の着脱	○介助の有無
4. 認 知 ・ 言 語 ・ 社 会 性	(1)認知	○具体的・抽象的認知 ○ルールの理解 ○時間の流れについての理解 ○危険意識(信号を理解しているなど)
	(2)意思疎通の伝達方法	○言葉・指示の理解 ○要求の伝達方法(表出)
	(3)社会性	○対人意識や関わりの程度 ○人への興味・関心 ○集団適応。集団参加の程度・意欲。集団の中で指示を理解して行動する
5. 学 習 面	(1)学習面	○準備 ○内容 ○取り組み方
6. 行 動 の 特 徴	(1)情緒	○異年齢集団の中における情緒の安定性など
	(2)行動の特徴	○かじる・高いところに登る・物を隠す・爪かみ・指しゃぶり・自傷・他害 など ○こだわり(場所・人・物・事柄) ○パニック(状況、対自己・対人・対物) ○常同行動など ○多動・注意散漫など
7. そ の 他	(1)送迎	○学校～育成室・自宅～育成室の方策や留意点
	(2)午睡	○午睡の際の配慮
	(3)館外活動	○館外活動時の留意点
	(4)利用機関	○医療機関や相談機関への通院・通所
	(5)備考	○家庭状況のうち特記すべき事項
	(6)その他	○上記の項目の中で書ききれないことなど

巡回指導及び講評の流れ

